

令和5年第8回臨時委員会会議録

1. 開催日時 令和5年6月5日(月) 午後14時00分から
午後14時15分まで
2. 出席委員 関文夫、小田克彦、矢野きく子、大橋康男
3. 出席職員 玉江幸裕、坂巻隆征
4. 会議次第

○ 関委員長

ただいまから令和5年第8回臨時委員会を開会する。

本日の議案は2件と報告事項となっており、議案第31号「令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出について」と議案第32号「令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の効力に関する異議申出について」の2議案を議題とする。

この議案に関しては、利害関係があり議事に参与できないため、私と事務局長は退席します。

ついては、会議の進行を委員長職務代理者の小田委員に、事務局からの説明を坂巻局長補佐にお願いします。

小田職務代理者、坂巻局長補佐よろしくお願いします。
(委員長と事務局長退席)

○ 小田職務代理

ご指名がありましたので、職務代理者の私が会議の進行を務めさせていただきます。

それでは、議案第31号「令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出について」を審議します。

事務局から説明を求める。

○ 事務局

議案第31号 令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出について

(説明) 公職選挙法第206条第1項に基づき立候補者から提出された、6件の異議申出について、6月1日開催の定例委員会において説明し、審議に基づき、いずれも棄却と判断しています。

決定をする場合は、公職選挙法第215条の規定により文書をもってとし、理由を付けて異議申出人に交付するとともに告示をしなければならないと規定されているので、告示案を添付しています。

決定書の内容は、前回6月1日の決定案より修正を行っています。

まず、決定書の本件異議申出の要旨の2. 本件異議申出の理由は、検討した結果、「原文のまま」としました。「要旨」とすると、申出人の理由と錯誤が生じてしまう可能性があるからです。

次に、決定の理由について、1から3まで同一の理由なので6件とも統一としました。前回からの変更としては、3. 当委員会の判断は個別に述

べていましたが、この部分についても統一としました。

次に、告示第34号国選収第35号の5月16日提出の異議申出については、却下する判断をしています。

理由は、決定書の記載内容のとおり、異議申出期間を過ぎていることからです。

以上、議案第31号「令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の当選に関する異議申出について」の説明を終わります。ご審議よろしく願います。

○ **小田職務代理**

何か質疑等ありますか。

○ **大橋委員**

審理関係人にヒアリング等は行ったのか。

○ **事務局**

行なっていません。

あくまで当選無効の原因となり得るのは、当選人決定についての違法事由に限られているためです。

○ **大橋委員**

審理関係者は、この当選無効を出されていることを知っているのか。

○ **事務局**

本件に係る該当者には個別に報告しています。

○ **小田職務代理**

他に何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **小田職務代理**

議案第31号を原案のとおり可決する。

次に、議案第32号「令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の効力に関する異議申出について」を審議します。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第32号 令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の効力に関する異議申出について

(説明) 公職選挙法第202条第1項に基づき提出されたものです。こちらの異議申出は、立候補者が選挙妨害による落選であり、この選挙決定は無効であるとの申し出となっています。

こちらの、異議申出について、6月1日開催の定例委員会において審議

の結果、棄却と判断しています。

決定書案をご覧ください。その中で述べているとおり、選挙無効となり得べき違法事由は、「選挙の規定に違反することがあり」かつ「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」に限られています。

よって、3.当委員会の判断のとおり、ポスター掲示の件は、選挙管理委員会が関わった事実がないことから選挙の無効となる事由がないとしています。

次に、自転車の件については、公職選挙法上で禁止行為となっていることから、当選挙管理委員会が選挙運動を妨害した事実がないことからおよそ選挙無効の理由足り得ないと結論付けています。

以上で、議案第32号「令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の効力に関する異議申出について」の説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

○ **小田職務代理**

他に何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **小田職務代理**

議案第32号を原案のとおり可決する。

○ **関委員長**

小田職務代理、進行ありがとうございました。ここからは、私が会議の進行を務めさせていただきます。

続いて事務局からの報告事項をお願いします。

○ **事務局**

(報告) 本日の決定を受けまして、明日6月6日に告示を行い、申出人に通知します。申出人がこの決定に不服がある場合は、到着から21日以内に東京都選挙管理委員会へ不服審査申立を行うということになります。そこから60日以内に審査結果を出し、その結果次第で東京高裁に訴訟という流れになります。そのため、半年から1年近く供託金の返還ができないということになります。公費負担の支払については、今回の決定をもって進めていきます。

○ **委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

以上で令和5年第8回臨時委員会を閉会する。

国立市選挙管理委員会規程第7条第2項により署名します。

令和5年9月1日

委員長 関 文 夫

職務代理者 小 田 克 彦

委員 大 橋 康 男

委員 矢 野 き く 子